

議案第 9 号

杉並区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和 3 9 年杉並区条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 区議会議員の議員報酬及び<u>政務活動費</u>の額並びに区長及び副区長の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について、次条の規定による区長の諮問に応じ、審議するため、区長の附属機関として、杉並区特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 区議会議員の議員報酬及び<u>政務調査費</u>の額並びに区長及び副区長の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について、次条の規定による区長の諮問に応じ、審議するため、区長の附属機関として、杉並区特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>